

津市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年12月2日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	駒	田	修一
津市監査委員	安	藤	友昭
津市監査委員	福	田	慶一

第1 監査の対象部局等

- 1 地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく監査（以下「定期監査及び行政監査」という。）

本件監査の結果に関する報告の対象となる定期監査及び行政監査の対象部局等は、次のとおりである。

(1) 部局

三重短期大学事務局（大学総務課、学生部、附属図書館）

(2) 出張所

- ア 高野尾出張所
- イ 大里出張所
- ウ 白塚出張所
- エ 安東出張所
- オ 櫛形出張所
- カ 雲出出張所

(3) 市立保育所

- ア 栗真保育園
- イ 乙部保育園
- ウ 橋南保育園
- エ ひとみね保育園

(4) 市立学校・市立幼稚園

- ア 市立小学校

- (ア) 敬和小学校
- (イ) 藤水小学校
- (ウ) 白塚小学校
- (エ) 南が丘小学校
- (オ) 立成小学校
- (カ) 芸濃小学校
- (キ) 波瀬小学校
- (ク) 家城小学校
- イ 市立中学校
東橋内中学校

- ウ 市立幼稚園
 - (ア) 藤水幼稚園
 - (イ) 神戸幼稚園
 - (ウ) 白塚幼稚園
 - (エ) 白山幼稚園

2 地方自治法第199条第5項に基づく監査（以下「随時監査」という。）
随時監査の対象としたは、平成25年4月現在施工中の次の工事（繰越明許費に係る工事）である。

- (1) 平成24年度南道新補第2号 塔世橋南郊線道路改良工事（工事場所：津市雲出本郷町地内 所管部局：建設部建設整備課）
- (2) 平成24年度下建公補第35号 津北部第13処理分区公共下水道工事（その1）（工事場所：栄町三丁目ほか2町地内 所管部局：下水道部下水道建設課）

3 地方自治法第199条第7項に基づく監査（以下「財政援助団体等監査」という。）

財政援助団体等監査の対象としたのは、次のとおりである。

(1) 財政援助団体の監査

- ア 津市交通安全対策会議（財政援助の内容：津市交通安全対策会議負担金の交付 所管部局：市民部市民交流課）
- イ 津シティマラソン実行委員会（財政援助の内容：津シティマラソン振興事業補助金の交付 所管部局：スポーツ文化振興部スポーツ振興課）
- ウ 公益社団法人津市シルバー人材センター（財政援助の内容：津市

シルバー人材センター事業補助金の交付 所管部局：健康福祉部高齢福祉課)

エ 津花火大会実行委員会 (財政援助の内容：津花火大会事業補助金の交付 所管部局：商工観光部観光振興課)

オ 津市鳥獣害防止対策推進協議会 (財政援助の内容：津市鳥獣害防止対策推進協議会負担金の交付 所管部局：農林水産部農林水産政策課)

カ 津市森林セラピー基地運営協議会 (財政援助の内容：津市森林セラピー基地運営協議会負担金の交付 所管部局：美杉総合支所地域振興課)

キ 津市学校給食協会 (財政援助の内容：学校給食研究事業補助金の交付 所管部局：教育委員会事務局学校教育課)

(2) 出資団体の監査

ア 津市土地開発公社(所管部局：政策財務部財産管理課)

イ 株式会社まちづくり津夢時風 (所管部局：商工観光部商業振興労政課)

ウ 株式会社津サイエンスプラザ(所管部局：商工観光部工業振興課)

エ 青山高原保健休養地管理株式会社(所管部局：商工観光部観光振興課)

オ 株式会社伊勢湾ヘリポート (所管部局：都市計画部交通政策課)

(3) 指定管理者の監査

ア 津市白塚市民センター運営委員会 (所管部局：市民部市民交流課)

イ 津市高茶屋市民センター運営委員会 (所管部局：市民部市民交流課)

ウ 青山高原保健休養地管理株式会社 (所管部局：白山総合支所地域振興課)

エ 美杉林業研修集会施設管理運営協議会 (対象施設：津市美杉林業研修集会施設「グリーンハウス美杉」 所管部局：美杉総合支所地域振興課)

第2 監査の対象年度及び事項

監査の対象年度及び事項は、次のとおりである。

1 定期監査及び行政監査

平成25年6月以前に監査を実施した出張所、市立保育所及び市立学

校・市立幼稚園については、原則として平成24年度の財務及び事務の執行を対象とし、同年9月に監査を実施した三重短期大学事務局については、原則として平成25年度の財務及び事務の執行を対象とした。

2 随時監査

監査対象工事に係る財務の執行を対象とした。

3 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

主に平成21年度から平成23年度までの市の財政援助に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

(2) 出資団体の監査

主に平成21年度から平成23年度までの出資団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

(3) 指定管理者の監査

主に平成21年度から平成23年度までの指定管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

第3 監査の期間

監査の期間は、平成25年4月8日から同年11月22日までである。

第4 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

また、随時監査にあつては、所管部局から提出を受けた資料のほか、設計方針、積算、契約、施工計画、施工管理、出来形等の関係書類を調査するとともに、現地調査を実施し、所管部局の職員及び工事請負業者に説明を求めた。

なお、工事技術調査業務を公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、その調査報告書を参考とした。

1 定期監査及び行政監査

(1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

(2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。

(3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。

- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- (6) 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

2 随時監査

- (1) 仕様書、図面及び設計図書は、適切に作成されているか。
- (2) 積算の数量及び金額は、正確で、算出根拠は、明確となっているか。
- (3) 施工計画は、適切に作成され、工程管理は、適切に行われているか。
- (4) 各種検査、材料試験等は、適切に行われ、記録は整備・記帳されているか。
- (5) 現場の安全管理及び現場周辺への安全対策は、適切に行われているか。

3 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

ア 財政援助団体関係

- (ア) 補助金等交付対象事業は、事業計画、補助金等の交付条件に従って実施されているか。
- (イ) 補助金等に係る会計処理及び精算は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

- (ア) 補助金等充当経費の内容確認、交付条件の履行確認及び補助効果の検証は、適正に行われているか。
- (イ) 補助金等の額は、経済的に妥当なものとなっているか。

(2) 出資団体の監査

ア 出資団体関係

- (ア) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (イ) 会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

出資団体の経営成績等を十分に把握し、必要に応じて、出資者として適正に権利を行使しているか。

(3) 指定管理者の監査

ア 指定管理者関係

- (ア) 指定管理は、条例、協定書等の規定に基づき、適正かつ効率的

に行われているか。

(イ) 指定管理に係る会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。

イ 所管部局関係

(ア) 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。

(イ) 指定管理者に対し適時に報告を求め、必要に応じて、調査し、又は指示を行っているか。

第5 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 財政援助団体等監査

(1) 出資団体の監査

青山高原保健休養地管理株式会社(所管部局：商工観光部観光振興課)
出資団体の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

ア 出資団体の概要（注）

資本金	36,500,000円		
市の出資の状況	出資額	19,670,000円	
	出資比率	53.9%	
主な業務の内容	青山高原保健休養地の維持管理及び整備		
財務の状況	資産	45,836,890円	
	負債	527,541円	
	純資産	資本金	36,500,000円
		剰余金	8,809,349円
	負債・純資産合計	45,836,890円	
損益の状況	営業利益	△1,022,587円	
	経常利益	△132,907円	
	当期純利益	△132,907円	

(注) 出資団体の概要は、所管部局が提出した監査資料及び平成23年度(平成23年4月1日～平成24年3月31日)の収支決算書を参考にまとめたものである。「△」は、損失を意味する。

イ 指摘事項

自治共益費の取扱いについて、損益計算書の収入の部には、確実に収入が見込まれるもののみが計上され、また、貸借対照表の資産の部には、当該収入のうち期末現在で徴収されていないもののみが未収入金として計上されている。

このように徴収が困難である自治共益費を当初から計上しない経理方法は、徴収すべき自治共益費の総額が認識できないばかりでなく、出資団体の経営成績や財務状況を正しく把握できないことが懸念されることから、当該経理方法の見直しについて検討されたい。

(2) 指定管理者の監査

ア 津市高茶屋市民センター運営委員会(所管部局：市民部市民交流課)
指定管理の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 指定管理の概要(注)

施設の名 称	津市高茶屋市民センター
施設の設置目的	住民相互の連帯意識の高揚を図り、住民の地域活動の拠点として、健全な地域社会の形成に寄与する
指 定 管 理 者	津市高茶屋市民センター運営委員会
主な指定管理業務の内容	センターの使用の許可及び施設、設備器具等の維持管理に関する業務

(注) 指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

(イ) 指摘事項

津市高茶屋市民センター運営委員会旅費及び費用弁償費支給規程においては、職員が私用車を使用して出張するときの旅費として、走行距離数が10キロメートル未満のときは1回につき200円、10キロメートル以上のときは1回につき400円を支給する旨が、また、運営委員が会議等に出席したときは、費用弁償として日額2,000円を支給する旨が定められている。

当該規程に定める旅費及び費用弁償の額については、本市の規程に定める額と比べ高額であることから、その妥当性について検

討されたい。

イ 美杉林業研修集会施設管理運営協議会(所管部局：美杉総合支所
地域振興課)

指定管理の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 指定管理の概要(注)

施設の名 称	津市美杉林業研修集会施設「グリーンハウス美杉」
施設の設置目的	地域林業活動の活性化を図り、本市の林業の振興に資する
指 定 管 理 者	美杉林業研修集会施設管理運営協議会
主 な 指 定 管 理 業 務 の 内 容	研修施設の使用の許可及び施設、設備器具等の維持管理に関する業務

(注) 指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

(イ) 指摘事項

美杉林業研修集会施設管理運営協議会(以下「協議会」という。)は、指定管理に係る基本協定書の仕様書の定めるところにより、市所有の物品について、毎年度終了後、その現在高を本市に報告する必要があるが、これがなされていなかったことから、所管部局にあっては、協議会に対し、報告の徹底を指導されたい。

第6 監査意見

今回、津市学校給食協会に対し、財政援助団体の監査を実施したが、その結果、当該監査の対象とした学校給食研究事業補助金に係る出納その他の事務の執行については、特に是正措置を講じることなどを求める事項はなかったところである。

ただ、本協会において、元臨時職員による不正経理が行われ、また、その事実が平成16年6月から約9年間もの間、発覚しなかったことは、学校給食に対する市民の信頼を著しく損なわせたものであり、非常に遺憾である。

本協会にあっては、この事件の原因を、元臨時職員個人の問題としてではなく、経理上の処理方法及び決裁過程におけるチェック体制をはじめとして、相互の仕事内容など情報の共有化が図られていなかったという組織風土の問題として捉え、再発防止に一層努めるよう、意見するものである。